

諮問番号：令和４年（情）諮問第６号

事 件 名：「はじめての防衛白書」の発刊についての会計検査院の検査に係る
資料等の不開示決定（不存在）に関する件

諮 問 日：令和　４年１０月２７日

答申番号：答申（情）第７４号

答 申 日：令和　５年１１月１７日

答申書

第１　審査会の結論

「はじめての防衛白書」の発刊に係る会計検査院による検査・監査・査証などの判る記録・資料等（以下「本件対象文書」という。）に対する開示請求（以下「本件開示請求」という。）につき、不存在を理由に不開示とした決定は、結論において妥当である。

第２　審査請求人の主張の要旨

１　審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成１１年法律第４２号。以下「情報公開法」という。）第３条の規定に基づく開示請求に対し、処分庁である会計検査院事務総長が令和４年４月１５日付け４０普第９１号により行った不開示決定（以下「本件不開示決定」という。）について、その取消しを求めるというものである。

２　審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の主たる理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

本件不開示決定に関して、「はじめての防衛白書」に係る検査・監査・査証等に係り、①防衛省から取り寄せた判断材料もなく記録・資料等を「作成できない」・「取得もしていない」・「保有さえ考えていない」のはなぜか、②その刊行に至る防衛省内部での厳しい検証もない、③文科省等との連携もない、④法的手続及び出納手順（税金の使途の明確性）の報告義務等を課すこともない、⑤その事由とする透明性・公開性・法的根拠性等を明らかにしないで済む問題か否か、⑥そもそも防衛費関連事務に係る会計検査院の社会的立場と使命的役割とは何か、⑦民衆・住民に向けての防衛関係費用・「はじめての防衛白書」の関連費用に係る【知る権利・情報へのアクセス権】の侵害であるのではないか、⑧「はじめての防衛白書」の内容・内実において違憲性・違反性・違法性を孕んでいるのではないか、

⑨一連の手續と発刊に至るまでに関係者が憲法尊重擁護義務を果たしていないのではないか、⑩防衛省関係者からの何らかの働きかけがあるのか、⑪防衛機密事項か、審査請求とする。

会計検査院における権限において、「はじめての防衛白書」に係る検査・監査・査証などが「できない」とするなら、それはなぜか。それらが「できない」事由及び基準・規定等とは何か、審査請求とする。

会計検査院に制度運営・機関運用の歴史的過程において、憲法前文と9条規定等の逸脱、違憲性・違反性・違法性があるとする検査・監査・査証を求めて審査請求とする。

会計検査院に所属する人々にとって、国家予算等総てを検査・監査・検査をするのには厳しい条件と制約があるなどは、審査請求人には想像・想定もできないが、せめて憲法規定と同院関係諸法によって軍事拡大予算の歯止めをすべきだと思うのだが、この度の審査請求人の請求事項に対して「作成・取得・保有をしていない」としての対応・応答とすることの不作為でもって位置付け・意味付けをしているとするなら、その本意あるいは本義とは何か、審査請求とする。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 開示決定等の経緯

(1) 本件開示請求に対する不開示決定

審査請求人は、令和4年2月28日付けで本件開示請求を行った。

処分庁は、本件対象文書の探索を行い、本件開示請求に係る行政文書を作成等していないことを確認した。そして、処分庁は、本件対象文書を作成等しておらず、保有していないため、4年4月15日付けで不開示決定を行った。

(2) 審査請求の提起

審査請求人は、4年6月13日付けで、上記不開示決定を不服として審査請求を提起した。

2 審理・判断の過程を経ていない検査の結果等に関する情報の不公表

本件開示請求で開示が求められているものは、特定の検査事項に対する検査の結果等に関する情報が記載された行政文書であり、当該検査事項は検査報告等に掲記されていないものである。

会計検査院は、審理・判断の過程を経て最終的な検査官会議の議決を経て検査報告等に掲記されたもの以外の検査の結果等に関する情報については、当該検査過程又は審理・判断の過程が継続しているか終了しているかにかかわらず、これを不公表とする取扱いをしている。これは、次の①か

ら④までのような理由によるものである。

- ① 審理・判断の過程を経て最終的な検査官会議の議決を経たもの以外の検査の結果等に関する情報が外部に公表されるとすれば、会計検査院がその検査の結果等を検査報告等に掲記し、同院の正式な指摘事項等として公表するに当たっては検査官会議の最終的な議決を経なければならないと規定し、その公表に慎重な姿勢をとっている会計検査院法（昭和22年法律第73号）の趣旨（同法第11条第2号、第29条等）に沿わない結果を生ずることとなる。
- ② 会計検査院は、同院の実施した検査の結果等を検査報告等に掲記し、同院の正式な指摘事項等として公表するに当たっては検査官会議の議決を経なければならないとする会計検査院法の趣旨を更に敷えんして、慎重かつ周到な審理・判断の過程を設けていることから、審理・判断の過程を経て最終的な検査官会議の議決を経る前段階における検査の結果等に関する情報は、いずれの段階におけるものであっても同院の意思形成の過程における未成熟な情報である。

したがって、このような情報が外部に公表されるとすれば、検査の結果等に対する公正・慎重な審理・判断を確保するために慎重かつ周到な審理・判断の過程を設け、この審理・判断の過程を経て最終的な検査官会議の議決を経た検査の結果等に関する情報のみを検査報告等に掲記し、正式な指摘事項等として公表することとしている会計検査院の取扱いの手続的な意味が失われることとなる。

- ③ 慎重かつ周到な審理・判断の過程を経て最終的な検査官会議の議決を経る前段階における検査の結果等に関する情報は、あくまでも検査の一過程又は審理・判断の一過程における未成熟な情報であり、その後の検査過程における十分な検査の実施に基づく検証又はこれに対する審理・判断の過程における慎重かつ周到な審理・判断を経たものではない（したがって、精度不十分な情報が含まれている場合が少なくなく、また、審理・判断の過程を経て最終的な検査官会議の議決を経た最終的・確定的な検査の結果等に関する情報とは指摘等の趣旨・態様等が異なる場合も少なくなく、さらに、必ずしも適切でない記述方法等によるものが含まれている場合も少なくない。）。そして、会計検査院が厳正かつ円滑な検査を実施し、検査過程又は審理・判断の過程において事実関係を正確に把握するとともに、当該事態に対する適切な評価を行うことを通じて事態の真の改善を図るためには、受検庁の理解と協力を得て必要かつ十分な各種の検査資料の収集・整備（検査に必要な情報の収集等を含

む。)を図るとともに、当該検査の結果等について、受検庁との間で率直な意見の交換等を行う必要があるが、このような同院と受検庁との間の率直な意見の交換等というものは、その内容（検査の結果等に関する未成熟な情報のほか、検査過程又は審理・判断の過程において作成又は取得された各種の検査資料ないし検査に必要な情報を含む。以下同じ。）の不公表（すなわち、当該意見の交換等の内容に関する情報が不開示情報であること）を前提として行われているものである。

したがって、このような会計検査院と受検庁との間の率直な意見の交換等の内容に関する情報が公になった場合には、受検庁一般の会計検査に対する理解及び協力の前提を掘り崩し又は同院に対する不信感を呼び起こし、現在又は将来の検査過程における各種の検査資料の円滑な提出、検査に必要な情報の円滑な提供等を含む同院と受検庁との間の率直な意見の交換等に著しい支障を及ぼし、厳正かつ円滑な検査の実施に著しい支障を及ぼすおそれがあり、また、外部の圧力、干渉等を招来して、検査の結果等に対する同院内部における公正・慎重な審理・判断の確保に支障を及ぼすおそれがある。

- ④ 検査報告等に掲記され、会計検査院の正式な指摘事項等として公表される最終的・確定的な検査の結果等に関する情報以外の情報（すなわち、検査の一過程又は審理・判断の一過程における情報）の中には、同院の具体的な検査の着眼点、検査手法等の検査上の秘密に属する情報が含まれている場合も少なくない。

したがって、このような情報が公になった場合には、会計検査院が現在又は将来の検査過程で同種又は類似の検査事項に対する検査を実施する場合において、特定の検査事項に対する具体的な検査の着眼点、検査手法等の検査上の秘密に属する情報を受検庁に察知され、同院の実地検査前に関係者の口裏合わせ、関係書類の改ざんなどの仮装・隠蔽工作等の周到な実地検査対策を施され又は所要の検査資料の収集が阻害されるなどして、同院の厳正かつ効果的な検査の実施に著しい支障を及ぼすおそれがある。

3 本件不開示決定についての諮問庁の所見

(1) 情報公開法第5条第6号（イ及び柱書き）該当性

上記2のとおり、審理・判断の過程を経て最終的な検査官会議の議決を経て検査報告等に掲記されたもの以外の検査の結果等に関する情報が公にされた場合には、会計検査院の検査の結果等に対する公正・慎重な審理・判断を確保するために設けられた周到かつ慎重な審理・判断の過

程の手続的な意味が失われることになる。さらに、受検庁一般の会計検査に対する理解及び協力の前提を掘り崩し又は会計検査院に対する不信感と呼び起こし、現在又は将来の検査過程における各種の検査資料の円滑な提出、検査に必要な情報の円滑な提供等を含む同院と受検庁との間の率直な意見の交換等の実施に著しい支障を及ぼし、厳正かつ円滑な検査の実施に著しい支障を及ぼすおそれがあり、また、外部の圧力、干渉等を招来して、検査の結果等に対する同院内部における公正・慎重な審理・判断の確保に支障を及ぼすおそれがある。このほか、会計検査院が現在又は将来の検査過程で同種又は類似の検査事項に対する検査を実施する場合において、特定の検査事項に対する検査上の関心が具体的に明らかとなり、周到な実地検査対策を講じられるなどして、厳正かつ効果的な検査の実施に著しい支障を及ぼすおそれがある。

したがって、審理・判断の過程を経て最終的な検査官会議の議決を経て検査報告等に掲記されたもの以外の検査の結果等に関する情報は、「国の機関」が行う「事務」に関する情報であって、「検査」に係る「事務」に関し、「正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」（情報公開法第5条第6号イ）があるものに該当するとともに、「当該事務」の「性質上」、「当該事務」の「適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」（情報公開法第5条第6号柱書き）であり、情報公開法第5条第6号（イ及び柱書き）が規定する不開示情報に該当する。

(2) 情報公開法第8条該当性

存否応答拒否処分とは、開示請求の対象文書の存否を明らかにするだけで一定の不開示情報を開示することとなる場合にのみ行うことができるものである（情報公開法第8条）。

本件開示請求は、検査報告等に掲記した事項以外の、特定の検査事項に対する検査の結果等に関する情報（「はじめての防衛白書」の発刊に係る検査の一過程又は審理・判断の一過程における情報）について開示を求めるものであり、その存在又は不存在を回答するだけで、特定の検査事項について検査の実施状況等に関する情報が明らかとなり、それにより特定の検査事項に対する検査上の関心も具体的に明らかとなるものである。

そして、当該情報が明らかになると、上記(1)のとおり、現在又は将来の検査過程における検査の実施に著しい支障を及ぼすなどのおそれがあることから、本件開示請求に対して、対象文書の存在又は不存在を前

提に開示決定又は不開示決定を行った場合には、情報公開法第5条第6号（イ及び柱書き）に規定する不開示情報を開示することとなる。

したがって、本件開示請求については、情報公開法第8条の規定に基づき存否応答拒否処分とするのが妥当であったと認められる。

(3) 本件不開示決定について

上記(2)のとおり、本件開示請求は、本来存否応答拒否処分とすべきであったものと認められる。しかし、本件については、本件対象文書を保有していないことを明らかにした上で不開示決定を行っており、このような場合においては、改めて本件不開示決定を取り消して存否応答拒否処分とする意味はないため、本件不開示決定は結論において妥当であると認められる。

(4) 諮問庁の所見

以上のとおり、本件不開示決定は結論において妥当であり、維持することが適当と考えられる。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和4年10月27日 諮問書の収受
- ② 令和5年 6月15日 諮問庁から意見書を収受
- ③ 同年 7月 4日 諮問庁から資料を収受
- ④ 同年 7月21日 諮問庁の職員（会計検査院第2局防衛検査第1課長ほか）からの口頭説明の聴取及び審議
- ⑤ 同年 9月20日 審議
- ⑥ 同年11月16日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 諮問の経緯及び当審査会の判断の対象について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を作成等しておらず、保有していないとして、本件不開示決定を行った。そして、この本件不開示決定に対する審査請求を受けて、諮問庁は、当審査会に対する諮問を行っている。

審査請求人は、本件不開示決定の取消しを求めているところ、諮問庁は、本件開示請求については、本件対象文書の存否を答えるだけで情報公開法第5条第6号（イ及び柱書き）の不開示情報を開示することとなるとして、本来、情報公開法第8条に基づき存否応答拒否処分とすべきであったとしていることから、以下、本件対象文書の存否応答拒否の当否を検討することとする。

2 本件対象文書について

本件対象文書は、「はじめての防衛白書」の発刊に係る会計検査院による検査・監査・査証などの判る記録・資料等である。

当審査会において、会計検査院における検査の結果等の取りまとめに関する諸手続を確認したところ、同院の検査過程及び審理・判断の過程の内容は、次のとおりである。

すなわち、会計検査院が実施する実地検査の過程において、各検査担当者は、受検庁に対して、多岐にわたる質問、疑問を提示し、注意を行うなどするのが通常であるが、これら検査の結果等の全てが同院の正式な指摘事項等となるわけではない。受検庁に対して文書による質問を発して事実関係の確認、受検庁の見解の表明等を求める必要がある場合には、検査の結果等を整理して記載した照会文書を作成し、受検庁に発遣することとなる。そして、当該照会文書に対する受検庁の回答文書の内容についても十分に勘案した上、会計検査院の正式な指摘事項等として検査報告等に掲記する必要がある場合には、更に、当該検査の結果等を検査報告事項案等に整理し、同院内部の審理・判断の過程に供することとなる。その後、多角的な観点からの審議・検討が繰り返し行われて、最終的な検査官会議の議決を経たもののみが検査報告等に掲記され、会計検査院の正式な指摘事項等として公表される。

したがって、本件開示請求は、「はじめての防衛白書」の発刊に関して、会計検査院が何らかの検査を実施したとするならば、その検査の結果等について、同院の正式な指摘事項等として検査報告等に掲記するための検査過程又は審理・判断の過程における各段階で、作成、取得及び保有される文書の開示を求めるものであると認められる。

このため、「はじめての防衛白書」の発刊に関する事項が過去の検査報告等に掲記されていないことを踏まえると、本件対象文書の存否を答えることは、会計検査院が「はじめての防衛白書」の発刊に着眼して検査を行ったという事実の有無、すなわち、検査報告等に掲記されて正式な指摘事項等として公表されていない、同院の具体的な検査事項、検査の着眼点等を明らかにするとともに、当該検査事項に基づく実地検査の結果、不適切な事態とされたか否か、また、当該検査の結果等が、検査報告等に掲記される必要があるとして、同院内部の審理・判断の過程に供されたか否かなど、当該検査の具体的な結果や検査過程又は審理・判断の過程それ自体に関する情報をも明らかにする結果を生じさせるものと認められる。

3 会計検査院の検査及び検査の結果等の取扱いなどについて

一般に、会計検査院の検査、検査の結果等の取扱い及びこれらに関する情報の取扱いなどについては、次のような事情が認められる。

(1) 会計検査院の検査

会計検査院が行う検査は、捜査機関による搜索・差押えとは異なり直接的、物理的な強制力の行使を伴うものではなく、同院では、検査過程において、受検庁に対して、具体的な検査の着眼点、検査内容等に基づき、口頭での説明を求めたり、意見交換を行ったりすることに加え、各種の検査資料の作成・提出を求めるなどして、事実関係の把握等を行っている。

そして、上記のような検査を実施した結果、会計経理上の疑義が生じた場合には、会計検査院が把握し、整理した事実関係、検査上生じた疑義、問題とされた事態及びその発生原因に関する所見等を記載した照会文書を受検庁に発遣し、照会文書に対する受検庁の回答を回答文書として受領するなどの過程を通じて、受検庁と継続的に討議を行っている。

これにより、会計検査院では、事実関係の正確な把握に努めるとともに、当該事態の発生とその是正改善についての第一次的な責任と権限を有する受検庁との間で事態の認識や評価の共有を図り、真の発生原因を究明し、実効性のある是正改善方策を追求することなどを図っている。

(2) 検査の結果等の取扱い

実施した検査の結果等の取扱いについて、会計検査院では、内閣から独立して国等の会計検査を担当する専門機関としての同院の指摘等が及ぼす影響の大きさなどに鑑み、同院内部に何段階にもわたる慎重な審理・判断の過程を設け、様々な観点から審議を行っている。そして、会計検査院では、これら各段階における審議を経て最終的に検査官会議の議決を経た検査の結果等のみを検査報告等に掲記し、正式な指摘事項等として公表することとしている。

(3) 検査過程及び審理・判断の過程における情報の不公表の取扱い

会計検査院では、上記(1)及び(2)のような検査過程及び検査の結果等に対する審理・判断の過程を設けている意義を十全なものとするよう、すなわち、十分な情報・資料の収集、受検庁との率直な意見交換・討議を確保し、また、外部からの不当な圧力・干渉等を排除し、中立的な立場から厳正かつ公正に検査及び審理・判断を行うことができるよう、これらの過程における情報は外部に公表しないという立場をとっている。

(4) 会計検査における受検庁からの信頼

会計検査院が検査を遂行する上において、同院と受検庁とは、検査を

実施する者と検査を受ける者という立場での緊張関係に立つ一方で、国等の会計経理の適正を期し、かつ、是正を図るという会計検査の目的を果たすために、一定の信頼関係・協力関係が必要であると考えられる。

会計検査院と受検庁との間では、検査の結果等に関する情報は、あくまで検査の一過程におけるものであって、最終的な結論と異なることの少なくない未成熟なものであるという前提がある。

そして、前記(2)のように、各段階における慎重な審議を経て最終的に検査官会議の議決を経た検査の結果等のみを検査報告等に掲記し、正式な指摘事項等としているというのが会計検査院の取扱いであり、この最終的な意思決定に至るまでの間においては、問題とされた事態について、事実関係の認識及びこれに対する評価を共有するなどのため、同院と受検庁との間で十分な情報・資料に基づいて率直な意見交換及び様々な角度からの十分な討議を行い、それらも踏まえて慎重な審理・判断を行うことが必要と認められる。

このため、検査過程において、検査資料の作成・提出、照会文書と回答文書の授受等を通じて行われる会計検査院と受検庁の間でのやり取りにおいては、十分な情報・資料の提供及び収集、率直な意見交換等を確保することが必要となる。このようなことから、受検庁においては、特定の検査事項に関する検査資料や照会文書・回答文書の内容等は、そのまま外部に公表されるものではないという信頼の下で、会計検査院への資料の提出等を行っているものと認められる。

このような受検庁の会計検査院に対する信頼を前提とした、検査過程及び検査の結果等に関する審理・判断の過程における不公表の取扱いは、同院と受検庁との間での現在又は将来の検査過程における十分な情報・資料の提供及び収集と率直な意見交換等を確保する上で合理性を有すると認められる。

4 本件対象文書の存否応答拒否について

(1) 上記1から3までの事情を前提に、以下のとおり、本件対象文書の存否応答拒否の妥当性について検討することとする。

ア 本件対象文書の存否を答えることは、前記2のとおり、検査報告等に掲記されて正式な指摘事項等として公表されていない、会計検査院の具体的な検査事項、検査の着眼点等を明らかにする結果を生じさせるが、このような情報が公になり、受検庁一般に知られることとなった場合には、同院が現在又は将来において同種・類似の検査を行う場合の検査上の関心が推認され、受検庁においていわゆる検査対策を講

ずることを容易にするなどして、現在又は将来における厳正かつ効果的な検査の実施に支障が生ずるおそれがあると認められる。

イ また、本件対象文書の存否を答えることは、前記２のとおり、当該検査の具体的な結果や検査過程又は審理・判断の過程それ自体に関する情報をも明らかにする結果を生じさせるが、このような情報が公になった場合には、前記３（４）に記述した会計検査院の検査過程又は審理・判断の過程における情報の不公表の取扱いに対する受検庁の信頼を損なうことになり、今後の検査の実施に当たり、同院と受検庁との間での十分な情報・資料の提供及び収集、率直な意見交換等に支障が生ずるおそれがあると認められる。

ウ さらに、諮問庁は、上記イのような支障は、当該検査に直接関係する特定の受検庁との関係においてのみならず、現在又は将来における受検庁一般との関係においても生じ得ると主張している。すなわち、会計検査院と受検庁との間の率直な意見の交換等の内容に関する情報が公になった場合には、受検庁一般の会計検査に対する理解及び協力の前提を掘り崩し又は同院に対する不信感を呼び起こし、現在又は将来の検査過程における各種の検査資料の円滑な提出等を含む同院と受検庁との間の率直な意見の交換等、ひいては、検査の実施に支障を及ぼすおそれがあるなどと主張している。

受検庁によっては、検査の結果等が検査報告等に掲記されて公表されることを極力回避しようとするなどの場合には、資料の提出に難色を示したり、周到な検査対策を施したりといった不適切な会計検査対応が行われることもあるという事情も考慮すると、このような諮問庁の主張も相応の理由があると考えられる。

エ そして、前記３（１）のように、会計検査院には、検査によって正確な事実を把握し、不適切な事態を単に摘発するのみならず、その真の発生原因を究明して、その是正改善を促すという積極的な機能が期待されている。このため、通常、事実関係等について最もよく知り得る立場にあり、また、当該事態とその是正改善についての第一次的な責任と権限を有している受検庁との間で十分な情報・資料の提供及び収集、率直な意見交換等を行うことは、会計検査院の検査にとって必須のものと認められる。

したがって、これらに支障が生じた場合には、会計検査院において、十分な情報に基づいて正確な事実関係を把握し、真の発生原因を究明するとともに、実効性のある是正改善方策を追求することなどに支障

が生ずるおそれがあると認められる。

以上のことから、本件対象文書の存否に関する情報は、公にすることにより、情報公開法第5条第6号イに規定する検査に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められることから、同条第6号柱書き該当性について判断するまでもなく、本件対象文書の存否を答えることは、情報公開法に規定する不開示情報を開示することとなる。したがって、処分庁は、本来、情報公開法第8条の規定により、本件対象文書の存否を明らかにしないで、本件開示請求を拒否すべきであったと認められる。

- (2) 本件開示請求については、上記(1)のとおり、本来、存否応答拒否処分とすべきであったと認められるが、処分庁は、本件不開示決定において本件対象文書の存否を明らかにしており、このような場合においては、本件不開示決定を取り消して改めて情報公開法第8条の規定を適用する意味はなく、本件対象文書を保有していないとして不開示としたことは、結論において妥当といわざるを得ない。

5 審査請求人のその他の主張について

本件審査請求は、本件対象文書を作成等しておらず、保有していないとする不開示決定を不服として提起されたものであるが、審査請求人は、会計検査院における本件対象文書の存在を主張しているというよりも、むしろ、同院において会計検査を実施した上で、本件開示請求に対応すべきであると主張していることがうかがわれる。

情報公開法第3条は、行政機関の長に対する開示請求の対象を「当該行政機関の保有する行政文書」と規定し、行政機関が保有する行政文書について開示請求に対応することを明確にするとともに、情報公開法第9条第2項は、行政機関の長は、開示請求に係る行政文書を保有していないときは「開示をしない旨の決定」をする旨を規定している。

したがって、会計検査院は、開示請求に係る手続において、開示請求に係る行政文書を保有していない場合に、改めて会計検査を行うなどして同文書を作成・取得した上で開示決定等を行う必要はないものである。

また、審査請求人は、その他種々の主張をするが、いずれも当審査会の結論を左右するものとは認められない。

6 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、不存在を理由に不開示とした本件不開示決定について、諮問庁が、その存否を答えるだけで情報公開法に

規定する不開示情報を開示することとなるとして、情報公開法第8条の規定に基づきその存否を明らかにしないで開示請求を拒否すべきであったとしていることについては、本件対象文書の存否に関する情報は情報公開法第5条第6号イに該当すると認められるので、本件不開示決定は、結論において妥当であると判断した。

会計検査院情報公開・個人情報保護審査会

委員 杉 山 治 樹

委員 堀 江 正 之

委員 飯 島 淳 子